

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人静清会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、の役員（理事及び監事）評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席)

第2条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、期末手当、勤勉手当及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、期末手当、勤勉手当を支給することとし、退職手当は、支給しない。
  - 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 期末手当、勤勉手当については、別表3に定める額
- (3) 退職手当については、職員給与規定第20条の規定に準ずる額
- (4) 手当については、職員給与規定第3章の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 期末手当、勤勉手当については、別表5に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、職員給与に加えて別表6に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合はその前日に繰り上げて支給する。
  - (2) 期末手当、勤勉手当については、5月16日及び11月16日の基準日に在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日以内に支給する。
  - (3) 退職金手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後、所定の手続きにしたがって退職金を支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の所定勤務日数で除した日割単価に勤務日数を乗じた額を支給する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

- この規程は、平成18年11月16日より適用する。  
この規程は、平成20年4月1日より一部変更する。  
この規程は、平成26年4月16日より一部変更する。  
この規程は、平成29年4月1日より一部変更する。

